

横浜レキハク・パートナーズ会員規約

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

制定 令和7年1月10日

(会員規約)

第1条

この規約は、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団が管理する横浜市歴史博物館(以下、「当館」といいます。)運営の「横浜レキハクパートナーズ」(以下「本会」といいます)に関して適用されるものとします。

(本規約の内容及びサービスの変更)

第2条

当館は、この規約及び本会の特典サービス(以下、「サービス」といいます。)の内容を、この規約に基づく契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、民法548条の4の規定により変更することができるものとします。

(会員への通知方法)

第3条

当館からの通知は、当館の公式ホームページ及び電子メールを利用したダイレクトメール、会報誌等の郵便、その他当館が適切と判断する方法によりご案内した時点から、または期限のあるものについては記載の期限の範囲においてその効力が生じるものとします。

(会員)

第4条

入会申込者は、本規約を承認の上、当館の所定の手続きにより申し込むものとします。

(入会の承認及び取り消し)

第5条

入会申込者は、当館による承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、承認後に会員が下記の何らかに該当していることが判明した場合、当館は、その会員登録を抹消し、該当会員の会員資格を取り消すことが出来るものとし、その場合でも、年会費を返却しません。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 入会申込者がいわゆる暴力団、構成員や関係者であると当館が認める場合
- (4) 入会申込者による入会申込の目的が、サービスの不当な売買、転売行為であると当館が認める場合
- (5) 過去に本会が提供するサービスにおける会員資格を取り消されたことがある場合
- (6) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものでと当館が判断した場合
- (7) 本会の年会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカードの使用が認められない等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合
- (8) 入会申込者が宗教法人の場合（法人会員）
- (10) この規約に違反した場合
- (11) その他、会員として不適切であると当館が認める場合

(会員資格の有効期間)

第6条

会員資格の有効期間は、当館が入会を承認した日から翌年3月31日までとします。

(年会費等)

第7条

- 1 会員は、会員種別に応じて当館が別途定める年会費を支払うものとします。
- 2 会員は、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを利用する場合、当館が別途定める利用料金を支払うものとします。
- 3 当館は、理由の如何を問わず年会費等を会員に対して返却いたしません。

(退会)

第8条

- 1 会員は何時でも所定の手続きを行うことにより本会を退会することができ、同時にその諸権利を失うものとします。
- 2 会員資格は一身専属のものとし、当館が会員の死亡を知った時点をもって、会員から退会申出があったものとして取扱います。
- 3 当館は、会員が本規約に違反した場合、会員に事前に通知することなく、退会の処分を行うことができます。
- 4 会員が有効期間の途中で退会した場合でも、年会費を会員に対して返却いたしません。

(会員証の発行及び紛失、盗難等)

第9条

- 1 会員証の発行の際、当館が会員毎に会員番号(以下「会員番号」といいます。)を設定します。ただし、会員が当該会員番号を選択することはできません。
- 2 会員証は、その表面に会員名が記載されたご本人(個人会員)または法人の構成員(法人会員)に限り利用可能とし、会員によるサービスの利用に際してご提示がない場合、サービスを受けることができないこととします。
- 3 会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに当会事務局宛に連絡するものとします。
- 4 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望される場合、当館は、会員証を再発行いたします。その際、身分証明書等会員を証明する何らかの証明書を提出願います。
- 5 再発行前の会員証の利用はできません。

(譲渡等の禁止)

第10条

会員は、会員証、会員番号及びこの規約に基づく会員としての地位を第三者に対して貸与、譲渡、売買、名義変更または担保に供する等の行為はできません。

(会員個人情報の変更)

第11条

- 1 会員は、入会申込時に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更がある場合、速やかにその内容を事務局宛に届け出ることとします。
- 2 ご入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当館は一切の責任を負いません。
- 3 当館の責に帰すべき事由による場合を除き、送付物が会員に届かない場合、当館では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。

(会員の責任)

第12条

- 1 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当館に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。
- 2 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
- 3 当館は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、当館の責に帰すべき事由による場合を除き、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
- 4 会員は、本サービスにより会員が受領することができるサービスを当館が定める日まで

に受領するものとし、期限内に受領しない場合、受領する権利を失うものとし、

(禁止事項)

第13条

当館は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本会及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的財産を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 本会のサービスを利用し、第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある場合
- (3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (5) 会員証、会員番号、会報誌等の郵便物等を第三者に譲渡する行為
- (6) 当館及びサービス、又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 当館又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
- (8) 本サービスによって提供されたパスポート等を家族、親戚、友人、取引先(以下、あわせて「関係者」といいます。)に譲渡する行為
- (9) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
- (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

(会員資格及び本サービスの利用停止等)

第14条

- 1 当館は、下記の何れかに該当する場合、会員資格及び本サービスの利用を停止する場合があります。
 - (1) 電話、電子メール、送付物等の手段により会員と連絡を取ることが出来なかった場合
 - (2) 第三者により本サービスが不正に使用されている場合、またはそのおそれがあると当館が認める場合
 - (3) 会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当館が認める場合
 - (4) この規約に違反した場合
 - (5) その他当館が緊急性が高いと認める場合
- 2 当館が前項の措置を取ることにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合でも、当館は一切の責任を負わないものとします。

(本会の終了)

第15条

当館は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当館の裁量で本会を閉会し、会

員に対するサービスの提供を中止することができます。

(免責)

第 16 条

本規約において当館の責任について規定していない場合で、当館の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合、当館は、年会費を上限として賠償します。ただし、当館は、当館の代表者又は当館の使用する者の故意または重大な過失により会員に損害を与えた場合には、上限の定めなく、その損害を賠償します。

(会員情報の利用目的等)

第 17 条

1 当館は、会員の個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。

- (1)本サービスの提供のため
- (2)当館や法人会員サービス利用者の商品等の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
- (3)当館や法人会員サービス利用者の商品等の広告または宣伝(ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む。)のため
- (4)会費請求のため
- (5)本人確認のため
- (6)アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
- (7)アンケートの実施のため
- (8)懸賞、キャンペーンの実施のため
- (9)マーケティングデータの調査、統計、分析のため
- (10)決済サービス、物流サービスの提供のため
- (11)新サービスの開発のため
- (12)不具合対応のため

(個人情報の第三者提供)

第 18 条

当館は、以下に定める場合には、会員の個人情報を第三者に提供することができるものとします。

- (1)会員の同意がある場合
- (2)裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- (3)会員が当館に対して支払うべき料金その他の金員の決済を行うために、金融機関、クレジットカード会社、回収代行業者その他の決済またはその代行を行う事業者の開示する場

合

(4)当館が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合

(5)個人情報保護法その他の法令により認められた場合

(準拠法)

第 20 条

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 21 条

この規約についてのお問合わせ、又この規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1-18-1

横浜市歴史博物館 横浜レキハクパートナーズ事務局

TEL 045-912-7777

附則

この規約は、2025年3月1日から施行します。